

議会議案第4号

公共施設マネジメントに係る各種支援の拡充を求める意見書（案）

上記意見書案を別紙のとおり安中市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年3月19日提出

提出者 安中市議会議員 金井登美雄

賛成者 安中市議会議員 柳沢浩之

同 櫻井喜久江

同 長嶋陽子

同 金井久男

同 原田大

安中市議会議長 佐藤貴雄 様

## 公共施設マネジメントに係る各種支援の拡充を求める意見書（案）

公共施設については、全国的に人口増加期にあたる昭和40年代から昭和50年代にかけて多く建設され、これらが建替や大規模な改修が必要な時期を迎えようとしている。

一方、施設の維持・更新には多額の費用が必要であるものの、地方公共団体の財政状況は、扶助費の増加等に伴い経常収支比率が上昇し硬直化するなど、一層厳しさを増している現状である。

また、少子高齢化による人口構成の変化や、地方創生の推進を図るため、新たに求められる機能への対応、近年の豪雨、猛暑等を踏まえた防災機能強化のほか、単に施設の老朽化対策だけでなく、除却や集約など効果的な公共施設マネジメントが求められる。

このような状況の中、国においては平成26年に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、地方公共団体に公共施設マネジメントの推進を要請し、令和8年度までの措置として地方交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を創設するなど、マネジメントに取り組む地方公共団体を財政的に支援しているところである。しかしながら、近年の労務単価や建築資材等の高騰による費用の増加なども加わり、国による措置を活用してもなお、公共施設マネジメントの推進に係る環境は厳しい状況となっている。

公共施設マネジメントを确实かつ着実に実施していくためには、国において安定的な財政支援が必要不可欠であり、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

### 記

- 1 公共施設マネジメントの推進に係る経費を地方財政計画に適切に計上し、十分な財源を確保すること。
- 2 国による補助の創設、拡充のほか、公共施設等適正管理推進事業債の要件の緩和、対象の拡大など、更なる財政支援の充実を図ること。
- 3 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きについて、要件や手続きなどの大幅な簡素化を図ること。
- 4 施設機能の集約化・統合化が行われない施設の除却に対しても、財政支援を行うこと。
- 5 財政基盤の脆弱な地方自治体所有の長寿命化改良に適さない、又は再活用が見込めない公共施設等に対する財政支援を行うこと。
- 6 地方における公共施設マネジメントの推進状況を把握し、必要に応じ公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長するなど、継続した支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

安中市議会議長 佐藤 貴雄

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

あて